

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 東京都品川区東品川二丁目 3 番 1 4 号
(名称) 株式会社ジー・スリーホールディングス
(法人番号 7010401094468)

上記被審人に対する令和 4 年度 (判) 第 2 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 4 6 0 5 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 4 年 8 月 1 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 4 年 6 月 1 6 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都品川区東品川二丁目3番14号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場（令和4年4月4日、市場区分見直しに伴い市場第二部から移行）に上場されている会社である。

被審人は、売上の前倒し計上及び売上の架空計上等の不適正な会計処理を行った。この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

1 下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年7月14日	第7期第3四半期（平成29年3月1日～同年5月31日）に係る四半期報告書	平成28年9月1日～平成29年5月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲78,574千円であることを166,273千円と記載	売上の前倒し計上、売上の架空計上
			平成29年3月1日～同年5月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が909,527千円であることを1,154,952千円と記載	
2	平成29年11月30日	第7期（平成28年9月1日～平成29年8月31日）に係る有価証券報告書	平成28年9月1日～平成29年8月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲20,435千円であることを493,465千円と記載	売上の前倒し計上、売上の架空計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が966,454千円であることを1,482,143千円と記載	

3	平成30年 1月12日	第8期第1四半 期（平成29年9 月1日～同年11 月30日）に係る 四半期報告書	平成29年9 月1日～同年 11月30日の 第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 840,640千円であると ころを1,300,677千円 と記載	当四半期前 の売上の過 大計上
4	平成30年 4月13日	第8期第2四半 期（平成29年12 月1日～平成30 年2月28日）に 係る四半期報告 書	平成29年12 月1日～平成 30年2月28 日の第2四半 期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,083,693千円である ところを1,574,592千 円と記載	売上の前倒 し計上、当 四半期前の 売上の過大 計上
5	平成30年 7月13日	第8期第3四半 期（平成30年3 月1日～同年5 月31日）に係る 四半期報告書	平成30年3 月1日～同年 5月31日の 第3四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,041,084千円である ところを1,533,625千 円と記載	当四半期前 の売上の過 大計上
6	平成30年 11月30日	第8期（平成29 年9月1日～平 成30年8月31 日）に係る有価証 券報告書	平成29年9 月1日～平成 30年8月31 日の連結会計 期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲197,162千円である ところを439,029千円 と記載	売上の前倒 し計上、売 上の架空計 上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 764,305千円であると ころを1,881,095千円 と記載	
7	平成31年 1月15日	第9期第1四半 期（平成30年9 月1日～同年11 月30日）に係る 四半期報告書	平成30年9 月1日～同年 11月30日の 第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 425,284千円であると ころを1,517,468千円 と記載	当四半期前 の売上の過 大計上
8	平成31年 4月12日	第9期第2四半 期（平成30年12 月1日～平成31 年2月28日）に 係る四半期報告 書	平成30年12 月1日～平成 31年2月28 日の第2四半 期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 651,586千円であると ころを1,545,173千円 と記載	当四半期前 の売上の過 大計上

9	令和元年 7月12日	第9期第3四半期（平成31年3月1日～令和元年5月31日）に係る四半期報告書	平成31年3月1日～令和元年5月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が612,355千円であることを1,576,765千円と記載	当四半期前の売上の過大計上
10	令和元年 11月29日	第9期（平成30年9月1日～令和元年8月31日）に係る有価証券報告書	平成30年9月1日～令和元年8月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が1,244,932千円であることを1,960,282千円と記載	当期前の売上の過大計上
11	令和2年 1月14日	第10期第1四半期（令和元年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和元年9月1日～同年11月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が993,019千円であることを1,726,454千円と記載	当四半期前の売上の過大計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

2 当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している会社との取引を「関連当事者との取引」（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4の2第1項）として、連結財務諸表への注記を行わず、下表2のとおり記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出し、

表2

番号	継続開示書類		記載すべき重要な事項の欠缺
	提出日	書類	内容
12	令和2年 11月30日	第10期（令和元年9月1日～令和2年8月31日）に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社と関連当事者に該当する法人との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。

第2

下表3のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和2年2月13日、2,450,000株の株券を490,000,000円で取得させたものである。

表 3

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
13	令和 2 年 1 月 28 日	有価証券届出書 (株券の募集)		「第四部 組込情報」	番号 10、11 に掲げる第 9 期に係る有価証券報 告書及び第 10 期第 1 四 半期に係る四半期報告 書を組み込み	番号 10、11 参照

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 2、同 6、同 10 及び表 2 の番号 12 の各事実につき
法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 1 の番号 1、同 3、同 4、同 5、同 7、同 8、同 9 及び同 11 の各事実につ
き
法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 3 の番号 13 の事実につき
法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項及び第 3 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 及び同 2 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 7 期事業年度(平
成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで) 第 3 四半期(平成 29 年 3 月 1
日から同年 5 月 31 日まで)に係る四半期報告書(以下「第 7 期第 3 四半期報
告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第 7 期有価証
券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」とい
う。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6
を乗じて得た額

第7期第3四半期報告書	2,780,656円
第7期有価証券報告書	3,333,996円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第7期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第7期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第7期第3四半期報告書及び第7期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第7期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第7期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

第7期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 4,000,000 \text{円}$$

となる。

表1の番号3、同4、同5及び同6の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第8期事業年度（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）第1四半期（平成29年9月1日から同年11月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第8期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）に係る四半期報告書（以下「第8期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成30年3月1日から同年5月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第8期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第8期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第8期第1四半期報告書	4,180,176円
第8期第2四半期報告書	3,162,478円
第8期第3四半期報告書	3,114,132円
第8期有価証券報告書	3,291,591円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第8期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第8期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第8期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第8期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第8期第1四半期報告書、第8期第2四半期報告書、第8期第3四半期報告書及び第8期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第8期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第8期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第8期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第8期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第8期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 2,400,000 \text{円}$$

となる。

表1の番号7、同8、同9及び同10の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第9期事業年度（平成30年9月1日から令和元年8月31日まで）第1四半期（平成30年9月1日から同年11月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第9期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成30年12月1日から平成31年2月28日まで）に係る四半期報告書（以下「第9期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成31年3月1日から令和元年5月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第9期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第9期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6

を乗じて得た額

第9期第1四半期報告書	2,141,060円
第9期第2四半期報告書	1,691,832円
第9期第3四半期報告書	285,656円
第9期有価証券報告書	1,103,378円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第9期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第9期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第9期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第9期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第9期第1四半期報告書、第9期第2四半期報告書、第9期第3四半期報告書及び第9期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第9期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第9期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第9期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第9期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第9期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 2,400,000 \text{円}$$

となる。

表1の番号11及び表2の番号12の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第10期事業年度(令和元年9月1日から令和2年8月31日まで)第1四半期(令和元年9月1日から同年11月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第10期第1四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第10期

有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第10期第1四半期報告書	266,872円
第10期有価証券報告書	226,075円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第10期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第10期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第10期第1四半期報告書及び第10期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第10期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第10期第1四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$
=2,000,000円

第10期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$
=4,000,000円

となる。

表3の番号13の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和2年1月28日提出の有価証券届出書(株券の募集)に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額
490,000,000円の100分の4.5に相当する額である22,050,000円

となる。